



三重県公報

令和4年9月15日（木）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	条 例		
42	三重県議会委員会条例の一部を改正する条例	（ 県 議 会 ）	2
43	公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	3
	議 会 規 則		
1	三重県議会会議規則の一部を改正する規則	（ 県 議 会 ）	4

公布された条例のあらまし

◎ 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）

- 1 委員会の審査の充実のため、参考人制度の円滑かつ積極的な活用が図られるよう、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加に関する規定を整備するものです。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）

- 1 三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年九月十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十二号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(参考人) 第二十六条の二 委員会は、委員会において、審査又は調査のため必要があると認めるときは、地方自治法第百九条第五項において準用する同法第百十五条の二第二項に規定する参考人の出頭のほか、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法による参加を求め、その意見を聴くことができる。 2 委員会が、参考人の出頭又は前項に規定する方法による参加を求めるには、議長を経なければならない。 3 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所（第一項に規定する方法による参加を求める場合を除く。）、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 4 前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは「参考人」と、第二十四条第四項中「退席させる」とあるのは「退席させ、若しくは通話を中止する」と読み替えるものとする。	(参考人) 第二十六条の二 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 3 前三条の規定は、参考人について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年九月十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十三号

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例（昭和二十四年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、同法第	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人並びに同
二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人、三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）第七	法第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人の要した費用の弁償は、次の例による。
十九条第一項の規定により参加した参考人並びに三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）第二十六条の二第一	
項の規定により参加した参考人の要した費用の弁償は、次の例による。	
一・二 （略）	一・二 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会 規 則

三重県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和四年九月十五日

三重県議会議長 前 野 和 美

三重県議会規則第一号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則
三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（参考人） 第七十九条 <u>議会は、会議において、審議又は調査のため必要があると認めるときは、法第百十五条の二第二項に規定する参考人の出頭のほか、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による参加を求め、その意見を聴くことができる。</u> 2 <u>会議において参考人の出頭又は前項に規定する方法による参加を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所（同項に規定する方法による参加を求める場合を除く。）、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u> 3 <u>前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは「参考人」と、第七十六条第四項中「退席させる」とあるのは「退席させ、若しくは通話を中止する」と読み替えるものとする。</u>	（参考人） 第七十九条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 2 前三条の規定は、参考人について準用する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
